3　ＯＦＤＭフレーム（一セグメント形式のＯＦＤＭフレーム、三セグメント形式のＯＦＤＭフレーム又は連結したＯＦＤＭフレームをいう。）は、その変調波スペクトルが別表第八号に示す配置となるように構成するものとする。

4　別表第六号に示す有効シンボル期間長は、二五二マイクロ秒、五〇四マイクロ秒又は一、〇〇八マイクロ秒とする。

5　ガードインターバル比（別表第六号に示すガードインターバル期間長の有効シンボル期間長に対する比率をいう。）は、四分の一、八分の一、十六分の一又は三十二分の一とする。

6　変調の方式は、直交周波数分割多重変調とする。

7　搬送波を変調する信号の通信速度は、別表第九号に示すとおりとする。

（伝送主シンボル）

第十二条　伝送主シンボルは、階層（三セグメント形式のＯＦＤＭフレームに含まれる三個のＯＦＤＭセグメントを二個に区分したもの及び一セグメント形式のＯＦＤＭフレームを構成する一個のセグメントをいう。以下この条において同じ。）ごとに分割された伝送主信号について、それぞれ四分のπシフト差動四相位相変調、四相位相変調、十六値直交振幅変調又は六十四値直交振幅変調のためのキャリア変調マッピングを行って生成されたシンボルとし、階層合成、時間インターリーブ及び周波数インターリーブによりデータセグメントを構成するものとする。

2　データセグメントの送出手順は、別表第十号に示すとおりとし、時間インターリーブ及び周波数インターリーブの構成については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

（ＴＭＣＣシンボル等）

第十三条　ＴＭＣＣ信号の構成は、別表第十一号に示すとおりとする。

2　ＴＭＣＣ情報の誤り訂正は、別表第十二号に示す短縮化差集合巡回符号方式とする。

3　ＴＭＣＣ情報の構成については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

4　ＴＭＣＣシンボルは、ＴＭＣＣ信号について、差動二相位相変調のためのキャリア変調マッピングを行って生成されるシンボルとし、その構成は、別表第十三号に示すとおりとする。

（ＳＰシンボル、ＣＰシンボル及びＡＣシンボル）

第十四条　ＳＰシンボル及びＣＰシンボルは、それぞれ電力拡散信号を加算したＳＰ信号及びＣＰ信号について、二相位相変調のためのキャリア変調マッピングを行って生成されるシンボルとし、その構成は、別表第十四号に示すとおりとする。

2　ＡＣシンボルは、ＡＣ信号について、差動二相位相変調のためのキャリア変調マッピングを行って生成されるシンボルとし、その構成は、別表第十三号に示すとおりとする。

（伝送主信号）

第十五条　伝送主信号は、別表第十五号に示す一多重フレームに含まれる数の主信号（ＴＳパケットに誤り訂正外符号を付加した二〇四バイトの信号をいう。以下この条において同じ。）を単位として生成される信号であり、その構成及び送出手順は同表に示すとおりとする。

2　主信号の誤り訂正は別表第十二号に示す短縮化リードソロモン符号方式とし、伝送主信号の誤り訂正は同表に示す畳込み符号化方式とする。

（ＡＣ信号）

第十六条　変調波の伝送制御に関する付加情報以外の情報は、ＡＣ信号により伝送してはならない。

（緊急警報信号）

第十七条　緊急警報信号を送る場合は、緊急情報記述子により伝送するものとし、その構成については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

第三章　地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送

（適用の範囲）

第十八条　この章の規定は、地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送に適用があるものとする。

（周波数帯幅等）

第十九条　使用する周波数帯幅は、五・七ＭＨｚとする。

2　搬送波の周波数は、周波数帯幅の中央の周波数とする。

（搬送波の変調等）

第二十条　搬送波を変調する信号は、それぞれ次の各号に定めるシンボルから成る十三個のＯＦＤＭセグメント（以下この章において「ＯＦＤＭフレーム」という。）を逆高速フーリエ変換し、別表第五号に示すガードインターバルの付加を行った信号とし、別表第十六号に掲げる方程式によるものとする。

一　伝送主シンボル
二　ＴＭＣＣシンボル
三　ＳＰシンボル
四　ＣＰシンボル
五　ＡＣシンボル

2　ＯＦＤＭフレームは、その変調波スペクトルが別表第十七号に示す配置となるように構成するものとする。

3　逆高速フーリエ変換のサンプル周波数は、六三分の五一二ＭＨｚとする。

4　別表第十六号に示す有効シンボル期間長は、二五二マイクロ秒、五〇四マイクロ秒又は一、〇〇八マイクロ秒とする。

5　ガードインターバル比（別表第十六号に示すガードインターバル期間長の有効シンボル期間長に対する比率をいう。）は、四分の一、八分の一、十六分の一又は三十二分の一とする。

（伝送主シンボル）

第二十一条　伝送主シンボルは、階層（十三個のＯＦＤＭセグメントを最大三個に区分したものをいう。以下この条において同じ。）ごとに分割された伝送主信号について、それぞれ四分のπシフト差動四相位相変調、四相位相変調、十六値直交振幅変調又は六十四値直交振幅変調のためのキャリア変調マッピングを行って生成されたシンボルとし、階層合成、時間インターリーブ及び周波数インターリーブによりデータセグメントを構成するものとする。

（ＡＣ信号）

第二十二条　放送に関する付加情報のうち次の各号に掲げるもの以外の情報は、ＡＣ信号により伝送してはならない。

一　変調波の伝送制御に関する付加情報
二　気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十三条第一項の規定により行われる地震動警報に関する情報（以下「地震動警報情報」という。）

2　セグメント番号０に配置されるＡＣシンボルを生成するＡＣ信号の構成は、別表第十八号に示すとおりとする。

3　セグメント番号０以外のセグメントには、地震動警報情報を伝送するためのＡＣ信号から生成されるＡＣシンボルは配置してはならない。

（映像信号等）

第二十三条　映像信号のうちＰＥＳパケットによるものは、輝度信号並びに色差信号から成るものとし、別表第十九号に掲げる方程式によるものとする。

2　映像信号のうちＰＥＳパケットによるものの輝度信号及び色差信号の標本値は、八桁又は十桁の二進数字によって量子化を行うものとする。

3　映像信号のうちＰＥＳパケットによるものの映像の走査は、水平方向には左から右へ、垂直方向には上から下へ一定速度で行うものとする。

4　映像信号のうちＰＥＳパケットによるものの映像の走査線数、有効走査線数、走査方式、フレーム周波数、フィールド周波数、画面の横と縦の比、水平走査の繰返し周波数、標本化周波数（輝度信号及び色差信号）、一走査線当たりの標本化数（輝度信号及び色差信号）、一走査線当たりの有効標本化数（輝度信号及び色差信号）、ろ波特性、水平同期信号及び垂直同期信号は、別表第二十号に示すとおりとする。